

■日時 平成27年6月23日(火) 午後1時30分～2時55分

■会場 神奈川県横浜市リサイクルポート山ノ内

■出席者

委員	出席	高柳英雄、小山康弘、染谷隆夫、松永カツ子、関直子、松村清子、雨宮隆、稲葉澄子、浅倉孝郎、見山弘二、久保勝以知、茂田庸子、貞方登志夫、柿沼かつ江、佐々研治、名合司寛、築井山信義 以上17人
	欠席	折原重一、西谷美春、角田利夫 3人
久喜宮代衛生組合		若山事務局長、藤井業務課長、加藤菖蒲清掃センター所長、月安八甫清掃センター所長、鈴木業務課長補佐、野口業務課収集料金係長、赤羽業務課減量推進係長、山内業務課減量推進係主査
司会進行・説明		横浜市役所、特定非営利活動法人横浜市集団回収推進部会、横浜市資源リサイクル事業協同組合

■会議次第

1. 開会
2. あいさつ(横浜市資源循環局家庭系対策部担当部長)
3. 出席者紹介
4. 視察研修(資源集団回収制度及び紙・衣類の資源集団回収への完全移行について)
5. 質疑応答
6. 視察者代表者あいさつ
7. 閉会

■配布資料

- ・横浜市質問票
- ・横浜市役所資源循環局、特定非営利活動法人横浜市集団回収推進部会、横浜市資源リサイクル事業協同組合作成パンフレット及び資料

■傍聴人数 0人

## ■会議録

時刻	議 事	内 容
13:30	1. 開会	－横浜市役所司会進行により開会－
	2. あいさつ	－横浜市資源循環局家庭系対策部担当部長のあいさつ－
	3. 出席者紹介	－横浜市側出席者の紹介－ ・横浜市役所の他、横浜市資源回収登録業者で構成される特定非営利活動法人横浜市集団回収推進部会、横浜市内のリサイクル業者で構成される横浜市資源リサイクル事業協同組合も出席。
	4. 視察研修	－横浜市役所の説明－ ・資源集団回収による古紙・古布回収率100%達成についてということで説明させていただきます。 ・まず、資源集団回収とは、自治会や町内会、マンションの管理組合、子供会、PTA等の団体が、回収業者と独自に契約を結び、古紙・古布・アルミカン・スチールカン・びん類等の回収を行うものでございます。 ・この資源集団回収の歴史は古く、昔は自治会・町内会の役員が、自らリアカーを曳いて資源物を集めに回り、それを回収業者に持ち込みまして、お金にして自治会・町内会等の収入として有効に使っておりました。 ・横浜市ではこの活動がリサイクル意識の醸成や地域コミュニティの活性化に繋がると考えまして、昭和58年から助成を開始いたしました。 ・現在は資源集団回収奨励金といたしまして、団体に1キログラムあたり3円、回収業者には資源物の市況価格に応じた金額を支払っております。 ・現在はリアカーを曳いて集めに回るということはほとんどなく、市民の方々が回収場所に出した資源物を、回収業者が収集車で、見た目は市の回収とあまり変わらないような形で回収されております。 ・市が資源集団回収を促進している理由でございますが、まず、市民のリサイクル意識と地域コミュニティが醸成されるということが挙げられます。資源の分別を進めることで市民の皆さんの分別に対する意識が高くなり、地域の中で話し合いを持ちながら資源集団回収を行うこと、そして市から交付された奨励金を地域の皆様でお使

		<p>いただくことで地域コミュニティが醸成されるということでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・また、回収業者に交付された奨励金でございますが、こちらは中小回収業者の下支えともなりまして、地域経済の活性化にも繋がっております。</li><li>・以上のような理由から横浜市では資源集団回収を推進していたなかで、平成23年度「ヨコハマ3R夢（スリム）プラン」におきまして、集団回収による古紙回収率を100%にするという目標を掲げました。</li><li>・集団回収による古紙回収率100%とは、市内の古紙回収が全て集団回収に移行して、行政回収は一部を除き廃止するということでございます。</li><li>・しかしこの時点で行政回収を行っていた集積場所は16,600箇所ほどございました。この全てを集団回収に移行するという事は途方もなく、達成は難しいのではないかなという様な声も聞かれておりました。そのような中、平成25年度末に横浜市では集団回収による古紙回収率100%を達成しまして、平成26年度には古布についても100%達成することができました。</li><li>・こうした大きな目標を掲げたところでございますが、どのように達成していったのかというところをここで説明させていただきたいと思っております。</li><li>・この100%移行という目標が掲げられた平成23年度でございますが、横浜市の資源循環局及び資源循環局の事務所、区役所が一体となって目標を達成するために、集団回収促進会議というものを開きました。</li><li>・この促進会議というのは、収集事務所の副所長や指導員及び資源循環局の関係部署のメンバーで構成されまして、定期的開催されました。</li><li>・この会議では、集団回収による古紙回収率100%達成に向けて、課題を整理し、取組方針や内容を決定した上で、全事務所に決定事項を報告しまして、それに基づいて働きかけ等を行ってまいりました。これから説明する100%移行への取り組みでございますが、そのほとんどが促進会議で提案されて、実行されていったものでございます。この促進会議は、定期的開催することでモチベーションのアップにも繋がりまして、18あります事務所の情報共有という点でも意義も大きく、この会議が無ければ100%達成には至らなかったのではないかな</li></ul>
--	--	--

		<p>というところでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・まず、100%達成までの進捗状況というものを把握するために、毎月区ごとの集団回収への移行が必要な集積場所を報告していただきました。</li><li>・結果は表でまとめた上で、事務所ごとの進捗状況一覧といたしまして、毎月の所長会ですとか副所長会等で報告していきました。このことによって、他の事務所も移行状況についての情報共有ができております。</li><li>・次に移行に向けて具体的に行ったことといたしまして、集団回収に移行が必要な集積場所の地図の掲示を行っております。まず、一目でわかるような地図を作成いたしまして、これを各事務所の方で掲示いたしました。この地図につきましては各事務所で回収業者の方に公開いたしまして、回収業者の方から団体の方への働きかけ等にも活用されました。このように事務所ごとに工夫して地図の方を作成したということでございます。</li><li>・その他、促進会議の方では、チラシの作成ですとか、回収業者の意見交換等を行いました。</li><li>・こうした中で、各事務所の働きかけが実を結んでいきまして、平成23年度末には93.3%に、平成24年度末には96%となり、いよいよ資源集団回収に移行が必要な箇所数というのは残り少なくなってまいりまして、3,542箇所という所まで来ました。</li><li>・ただ、この残る集積場所というのが、なかなか住民の方がご納得していただけなかったりですとか、移行が困難な箇所というのがございました。</li><li>・移行を進めていくうえで課題になったこととございますけれども、まず、自治会・町内会が組織されていない集合住宅ですとか、そういった方への対応というのがあげられます。マンションの管理組合がしっかりしている分譲マンション等につきましては、その管理会社等を通じて集団回収を行う団体として登録していただきまして、奨励金はマンションの集積場所ですとか、そういった管理に役立てていただくという形で進めていきました。しかし、賃貸のマンションであるとか、管理組合のないマンションというのもございます。また、アパートについてもそういったところが非常に多いので、代表者を立てていただくということや、奨励金をお受け取りいただくことが難しいため、近隣の自治会・町内会等に吸収して</li></ul>
--	--	--

		<p>いただくといえますか、ご参加いただくというような形で調整を図っていきました。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・次に、集団回収に移行することに難色を示しまして、市での回収を継続してほしいとおっしゃる自治会・町内会等につきましては、平成25年度をもって資源集団回収に移行するという事を説明させていただきまして、町内会の役員会ですとか、そういったものにも出席させていただきまして、ご納得いただくまで信頼関係を作っていくって移行の方を進めていったというところがございます。また、横浜市には18区ございますが、18区の連合町内会長が集まる横浜市の市連会というものがございます。こちらの市連会の方にも、横浜市の集団回収の移行状況について適宜説明いたしまして、地域全体の協力を求めていったというところがございます。</li><li>・課題の3つ目でございますが、ふれあい収集等への対応ということで、こちらにつきましてはごみ出しの困難な高齢者の方ですとか障害のある方ですとか、そういった方への対応ということで、こちらは集団回収へ移行するという事は適切ではないと判断いたしまして、行政サービスの一環として、こちらにつきましては行政回収を継続するという事で行ってまいりました。福祉的なサービスの部分が非常に大きいものですので、こちらは別扱いという事で現在も行政回収の方は継続しているという事でございます。</li><li>・最後、いよいよ平成26年3月になりまして、見込みが立ってきたというところがございます、同3月の「広報よこはま」という全世帯にお配りしている広報紙でございますが、こちらの方で平成26年度から横浜市内の家庭から出される古紙については全て集団回収によって回収するという事を周知いたしまして、ご協力の方を求めていったところでございます。</li><li>・こうして一箇所一箇所進めていまして、平成26年3月に資源集団回収による古紙回収率100%を達成することができました。引き続いて古布につきましても、平成26年10月の時点で100%達成ということになりました。</li><li>・このような流れで現在横浜市内の古紙は、100%集団回収となっているわけでございますが、浮き上がってくる課題というのもございます。</li></ul>
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"><li>・まず、第1に回収場所・回収曜日の周知でございます。こちらにつきましては、行政回収と異なって資源集団回収の回収場所・回収曜日は団体と回収業者の取り決めによって決められているものでございます。団体と回収業者が周知を行う事になっていて、回収場所には市で配布している回収場所ステッカーを貼ってくださいとお願いをいたしました。しかし、貼付されていない回収場所ですとか、ステッカーが貼られていても回収曜日等団体に記入した肝心な情報が雨などで流されてしまっている、回収場所が多くてどこにいつ出せばいいのか分からないといった問い合わせも多くございました。団体や回収業者には、回収場所のステッカーの重要性を今一度認識していただいて、貼付や更新を適宜行っていただくというような形でご協力の方をお願いしております。ステッカーの方には、団体名、紙類・布類等の回収日及び回収業者と連絡先を記入できるようになっておりまして、これを記載することで何曜日に何という業者が取りに来るか一目でわかるような形でステッカーの方を貼っているところでございます。</li><li>・次に古紙の市況の下落時の対応でございますけれども、回収業者は集団回収で回収した資源物を問屋に売払う事で生計を立てておりますので、この売払いの金額、市況価格が下がってしまいますと、経営が非常に厳しくなってしまう。そのような時でも回収業者に回収を続けていただかないと100%継続ということはできませんので、横浜市の方では市況に応じて回収業者に奨励金を出すなど、引き続きフォローの方を行っているところでございます。</li><li>・また、分別の課題といたしまして、現在も燃やすごみの中にまだまだ資源化可能なごみが10%ほど混ざっているというように調査の結果出ております。市民の皆さんにご理解を深めていただくとともに、平成26年度から「資源集団回収通信」というものを定期的に発行し、各団体に送付させていただいております。こちらの方で、イラスト等を用いまして分別の誤りやすい物について周知を行ったり、集積場所の整理について実際に回収をされている回収業者から市民の方に気を付けていただきたいことを意見として取り入れながら作成</li></ul>
--	--	---

		<p>を行っております。</p> <p>市民の皆様からは非常にわかりやすいとご好評をいただいております。回収業者からも排出時のマナーの向上に役立っています等という声をいただいているところでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こうした課題の残る資源集団回収でございますが、全国的にも集団回収を推進している自治体が現在多い中、横浜市の方もここまで古紙の分別を徹底している中で、100%達成できたというケースは、全国の自治体からも問い合わせをいただいたりしている状況でございます。また、資源に関する専門誌でも取り上げていただいたりしております。</li> <li>・以上で簡単ではございますが、横浜市の資源集団回収100%への取り組みについてご説明させていただきました。ご清聴ありがとうございます。</li> </ul> <p>—横浜市集団回収推進部会の資源集団回収事例報告—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これから、横浜市役所さんの発表とも重複するところもありますが、改めて横浜市での集団回収、古紙と古布100%について、簡単にご報告させていただきたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。</li> <li>・私どもは、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人の横浜市集団回収推進部会と申します。法人概要といたしましては、現在会員数77社となっておりますが、全て横浜市で資源集団回収を行っている業者のみで構成されております。後ほどご説明しますが、横浜市内で資源集団回収を行っている業者は多数いらっしゃいます。横浜市の登録数で180を超える数です。その中の77社が会員となっております。並びに会員になっていない方々に対しても情報発信等も含めて行うということで、市内の回収業者と横浜市行政さんの窓口並びに集団回収の推進業務を全般的に行っております。</li> <li>・なので、法人の事業内容に関しても、定期的な情報発信ですとか集団回収が円滑に行えるような事業の推進、また、NPO法人という事もありまして、どうしてもごみ回収業者となると、世間からの目には何をしているか分からない、ゴミ拾いだというイメージがあります。それでは今後の事業も進みづらいということもありまして、社会貢献事業ということで、警察と連携することで車両</li> </ul>
--	--	--

		<p>に青色の回転灯を付けて地域防犯パトロールを行う「青色回転灯パトロール」の実施、諸般の寄付の実施、地域の資源集団回収と地域の福祉事業を赤い羽根共同募金と連携して実施する「わが家の資源で横浜の福祉を支えよう」事業を行っているところでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・また、『よこはま市民の回収』という、横浜市 of 集団回収事業で私どもが行っている事業がございます。基本的には各社で行っている集団回収と変わりはないのですが、横浜市 of 業者の中には中小零細業者もありまして、全部が全部きちんとした対応が難しいところもでございます。例えば個人商店等ですと、家族皆さんで回収されているため、昼間の問い合わせを受けられないというのがあります。そういったところや集団回収100%に向けて定期的にきちんと回収を進めていく中でどうしても仕事の折り合いがつかないところもある、そういったものを我々の方で組合として参加可能な方も含めて事業を進めるという事でフォローする。また、問い合わせも横浜市資源リサイクル事業協同組合と共同して固定の電話を設けて必ず月曜から土曜の朝8時30分から夕方5時まではそこにかければ繋がるということにして、集団回収の問合せ等も対応するようにしております。</li><li>・そういった形で集団回収 of 全般的なフォローアップも含めた事業を行っている組織でございます。</li><li>・次に、改めて横浜市 of 集団回収等に関する数字について簡単にご説明させていただきますが、まず、横浜市 of 人口は、直近 of 報告で370万人というのが出ておりました。世帯数も160万世帯という状況であります。年齢構成ですが、15歳から64歳というのが一番多いのですが、65歳以上の方も多くいるというのが横浜市 of 直近 of 現在の人口状況でございます。</li><li>・次に、横浜市行政さん of 方のプランとして、かつて「横浜G30プラン」というのがありました。これはその当時も結構報道されたのですが、ごみを平成13年度と比べ30%削減するという大きな目標がございました。これは平成14年から平成22年ということで少し前の計画なのですが、30%目標に対して43% of 削減ができたということで、実績が出ております。</li></ul> <p>この大きな要因といたしましては、従来それほど横浜市は分別をしておりませんでした。基本的には焼却処理と</p>
--	--	--

		<p>いう事で、昔ダイオキシンの問題があったかと思うのですが、その際も横浜市は高性能な焼却炉でいこうという状況がありました。</p> <p>ですが、それでは世間の状況も含めて難しいだろうというのもありまして、分別の推進という事で、5分類7品目だった分別を10分別15品目という形で分別を強化することで燃やすごみの削減を推し進め、43%の削減を達成することができたという状況でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ量の推移ですが、一回大幅に減ってしまうと、翌年からは徐々にということになるのですが、直近の実績として、家庭系が60万トン、事業系が30万トン、合計90万トンの焼却ごみがあるという状況でございます。一方、紙類・古布をメインとした資源集団回収の量は、18万トンから19万トンとなっております。</li> </ul> <p>また、横浜市役所からお話しがございましたが、まだ焼却ごみの中に紙類が10%、6万トンぐらいあると言われておりますので、これの掘り起こし、さらなる回収による燃やすごみの削減というのが我々の使命かなというように考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に、横浜市の古紙分別の方法はどのようなものかと言いますと、以前は集団回収と行政回収とで分別がバラバラなところもあったのですが、やはりなかなか市民の方々のご理解が難しい、伝達も難しいということもありまして、色々と協議を重ねた中で、基本的にはほぼ同じ分別となり、現在は資源集団回収を行う全ての業者で完全に同じ分別方法となっております。</li> <li>・まず、基本として新聞と折り込みチラシは、まとめてひもで縛って出してくださいとなっております。段ボールは、たたんでひもで縛って出してください、雑誌・その他の紙は、雑誌は縛って出してください、その他の紙は、自治体によって禁忌品や紙製容器包装、回収業者や引取問屋、製紙業者等の関係で内容がバラバラですが、横浜市では、大体の紙と思われる物は、その他の紙という分類で回収をしております。</li> </ul> <p>最後に紙パックとして、紙パックマークが付いている物を分別しています。</p> <p>このような紙の分別となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、最初は分別を行ったものの、回収時や製紙業者等のところで再生は難しいとなり分別の変更を行ったもの</li> </ul>
--	--	---

		<p>もでございます。特にカップ麺の紙製容器やヨーグルト、アイスクリームの紙製容器ですが、素材に50%以上紙を使用していれば紙マークが使えるため紙マークが表示されていますが、内容物が染み出ないようにそれ以外の素材も使用されており、紙としての再生が難しいため、横浜市では燃やすごみに出すものとさせていただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・次に横浜市の古紙回収の実績推移を見ますと、資源集団への移行を掲げた平成22年度よりも前の平成17年度から行政回収量は毎年減少し、資源集団回収へと移行していたことが分かります。</li><li>・次に燃やすごみの中の分別対象の紙類はもありました通り10%ほど混入してしまっているわけですが、これは分別ができるできないといった話とは別に、捨てる方々の個人的なご都合もあるかと思えます。レシートや個人情報などが記されたものについては見せたくないといった思いもどうしても出てきます。我々回収業者としてはその辺も含めてきちんと回収させていただく状況ではあるのですが、まだまだ燃やすごみに紙類が混入している状況でございます。</li><li>・次に、「G30プラン」に代わりまして、現在行われている「ヨコハマ3R夢プラン」についてでございます。この中で集団回収で古紙を100%回収しようというのが発表されました。これに基づいて横浜市行政様並びに我々回収業者側で何ができるか、どのように進めていくかを含めて話をしたうえで、現在の100%に達した状況でございます。</li><li>・次に、簡単に横浜市の資源集団回収がどのようなものなのかを説明させていただきます。</li><li>・実施主体は資源集団回収登録団体となります。資源集団回収を行うのは、その地域に住んでいる地域住民で構成されている団体ということで、町内会・自治会・PTA・老人会・マンションの管理組合とございますが、マンションの管理会社や事業者等は組織ができないこととなっております。あくまで住んでいる方で構成してくださいとなっております。</li></ul> <p>また、団体によっては回収地域が重複しているところもあります。町内会とは別の範囲の組織、例えばPTAは複数の町内をまたいでいます。このような団体も含めて</p>
--	--	---

		<p>現在約4,300の団体がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一方、我々回収業者が、平成26年7月の段階で数えたときに184社登録されております。登録されているだけで実際に回収を行っていないところがあるか各業者にお聞きしたところ、ほぼ全ての業者が回収を行っているという事で、370万人、160万世帯の現場を回収するのにこれだけの業者が回っているという話であります。</li><li>・回収後の納品先ですが、こちらは指定資源物問屋となっております。紙類に関しては横浜市の指定する問屋に持って行って下さいという横浜市の規定がありますが、こちらにつきましては、32社56箇所ございます。この問屋につきましては市外の問屋も指定されており、その数を含んだものでございます。こちらの方に毎日紙類・古布が運ばれているという状況でございます。</li><li>・集団回収の品目ですが、ご説明いたしました紙類、その他に集団回収のシステムとして、布類、金属類、びん類というのがございます。ただ、金属類・びん類は横浜市の他の分別の都合もありますので、それほどメインではなく、今は古紙・古布がメインの状況でございます。</li><li>・これは単純に、元々行政回収の中でも、古紙・古布は同じ日に回収しており、びん・カンは別の曜日となっていました。そうすると、同じ日に回収している物をそのまま移行するのは住民さんからも分かりやすい、下手に回収日や回収品目、回収場所を分けると混乱をしてしまうということもありまして、色々と協議した結果、古紙・古布をメインでやっているということでございます。</li><li>・回収場所・回収日なのですが、こちらも住民さんと我々回収業者の中で協議して決定となりますが、やはり一番出しやすい場所・曜日・方法というのを考えておりまして、現在回収回数は月2回または4回となっておりますが、元々横浜市の回収が月2回でした。そこを置き換えるような形で集団回収に切り替えましょうという方法を採用しております。場所も町内をまたがる形のPTA等は独自に作っておりますが、基本的に横浜市さんの集積所に併設して作っております。横浜市は非常に狭い場所ですので、大きな回収場所が作れない状況にあります。ガードレールの横ですとか電柱の所等も含めた回収場所ということで、横浜市さんの説明でありましたステッカ</li></ul>
--	--	---

		<p>一を貼ったりして案内をしております。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 奨励金は実施団体さんにはキロ当たり品目問わず3円、我々回収業者の方は、その時の相場に応じた支払いをいただいております。現状では相場が良いので業者への奨励金はないという状況でございますが、かつて物凄く相場が落ちてしまった時等はこの奨励金、非常にありがたいものでした。</li><li>・ 次に実績推移ですが、細かくは横浜市役所のホームページをご覧くださいと思うのですが、一時期回収量が落ちている時も一瞬だけあるのですが、基本的に回収団体、回収量ともにずっと右上がりです。</li><li>・ 横浜市では集団回収が先にあって、その後、行政回収が始まりました。その時に集団回収は減るのかという声もあったのですが、逆に行政側と我々回収業者で分別の説明をしたことで、回収量は増える結果になりました。集団回収と行政回収を並行されるとなかなか難しいのではないかという話もあるのですが、住民さんは色々なところから分別並びにリサイクルの情報を得ると。そこで回収の方法等きちんとご案内すれば、回収は増えていくというのが分かっている状況でございます。</li><li>・ なので、集団回収も増えまして、古紙類に関しては現状年間18万トン程度回収しております。</li><li>・ 資源回収における集団回収の割合については、元々横浜市は集団回収率が高かったこともございます。平成17年度の段階で、既に集団回収率が70%を超えているという状況でした。ここから徐々に回収率を増やしていきまして、最終的に100%達成となっております。</li><li>・ 次に、集団回収のうちどのような品目が多いかということですが、皆様も肌で感じているとおり、新聞を読まない若い世代も増えているかと思えます。やはり新聞は減っていますが、その分、通信販売の段ボールですとか、雑誌類が増えています。また、横浜市では「その他の紙」ということで様々な紙を回収しています。昔から言われていますが「パソコンができればペーパーレスになる」と思いきや、逆にプリントアウトで紙が増えているという状況もございますので、このような回収量が出ているという状況でございます。</li><li>・ 改めて、我々回収業者が集団回収100%移行の取り組みの中で何をしたかと申しますと、行政としてどのよう</li></ul>
--	--	--

		<p>な取り組みをしたかというお話がありましたが、我々回収業者の組合としての取り組みをご説明させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・横浜市役所の方では住民様の方に集団回収に100%移行しますよという説明をしてくださいました。我々の方は、回収業者側から同じ業者に向けて「こういったプランが進んでいるので、きちんと回収していきましょうよ」と、業者側の意思の疎通を図ってまいりました。</li><li>・また、行政さんと協力して、どこがまだ集団回収で回収できていないのか、それは誰が、どんな理由があって回収できていないのか、そういった情報の共有を行ってまいりました。</li><li>・元々は現場の取り合いというのもあったのですが、やはり100%達成に向けては、言い方は悪いですがそのようなことは言ってもらえない、きちんと回収しましょうというのもあって、それぞれの問題を抱えている業者さんの横の繋がりも含めて、一つの業者が様々な理由で対応できない地区に他の業者が入るなど、お互いに協力でききないかというような横の繋がりを進めてまいりました。</li><li>・とはいえ、回収業者も180社もあれば色々な意見があります。それをどうにかすくい上げようということで、我々主催で回収業者全てに案内を出して、意見交換会を実施しました。1年半かけて計9回実施いたしまして、回収100%に向けてどのような問題があるか、また、横浜市には資源持去りという問題もありましたので、その条例化も含めて、最終的には行政さんにもお越しいただいて、こういった課題がある、どうしたらできるというようなことを進めてまいりました。</li><li>・また、回収については、業者がばらばらで行っていたのですが、一定のラインが必要だろうということもありまして、我々の方で回収マニュアルというのを作成しまして、回収業者に配布してまいりました。</li><li>・また、100%移行実現後なのですが、回収業務の中で怖いのは事故です。我々もすごく気を付けています。ですが、いかんせん車両を走らせる業務ですので、事故はどうしてもつきものなのです。そこで事故に対するマニュアルですとか、私どもから全業者に呼びかけて、車のタイヤの所に止める歯止めを希望のあった回収業者に計</li></ul>
--	--	---

		<p>493本無償配布を行ったりして、事故防止の呼びかけをしております。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・また、回収場所を表示する青いステッカーなのですが、これも、触っていただければ分かる通り、コーティングがされております。しかし、コーティングがしてあると、そこに文字が書きづらいという問題があります。マジックで書いても良いのですが、ここはテプラで表記した方が良さそうです。ただ、このステッカーのサイズに合うようなテプラとなると、かなり大きなサイズのテプラが必要になる。それを各業者が購入するのもコスト的にもどうだろうというのがあります。我々の方でテプラを購入して、注文いただければ、テープの実費代はいただきますが、テープを作って回収業者さんにお渡しして、ステッカーに貼れるような体制をとっております。</li><li>・また、住民さんから集団回収を行っている車両というのが分かるようにという要望を受けまして、回収車両用マグネットというものを作成しまして、回収する車両に貼っております。こちらのマグネットへの業者名への表記も、大きく表記するのはマジックでは良くないので、テプラで作成しております。このマグネットも単体の業者で発注すると費用がかかるので、我々の方で大量発注することで値段を落として購入し、回収業者の皆さんに販売しております。現在、横浜市で集団回収を行う業者は全てこのステッカーを車両に貼っております。</li><li>・このステッカーやマグネットの取り組みについてもですが、集団回収に100%移行したことにより、回収業者も「市民のライフライン化」、これまでは対応している町内会の役員さんが相手という扱いもあったのですが、そこに住んでいる全ての方々が資源を出していただく、それをきちんと回収するという意識が回収側にも生まれまして、それをきちんと進めるにはどうしたら良いかということで、事故防止も含めて進めているところでございます。</li><li>・ただ、課題は数多くございます。 横浜市は非常に大きな自治体ですので、行政さんとも連携しているのですが、いかんせん一人暮らしの方や地方から出てきた方、学生等を含めると、周知が難しいところもございます。その点、業者さんとか大学ですとか、その地域の町内会さんですとか、最近ですとマンション</li></ul>
--	--	---

	<p>5 質疑応答</p>	<p>やアパート等では管理会社や大家さんからも最初にごみの分別のマニュアルを配っていただく等、様々なパターンで啓発を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、我々回収業者からしますと、正直コストに合わない場所もございます。大中小色々なサイズの町内会さんがありますので、コスト的に難しいところがありますが、とはいえこちらも他の所とうまく都合をつけながらきちんと回収を進めるという事で、現状コストが合わないので回収しないということはありません。ただし、万が一そのような状況になることがあっても、我々が組合事業を含めてそういうことをカバーして、集団回収100%を続けていくこととしています。</li> <li>・また、回収に後から出される住民さんに関しても、電話を受けたら回収に回るですとか、きちんと回収を続けるというのが、我々のモラルとして事業を行っております。</li> <li>・また、そういった事業をおこなっているという情報発信も行っております。</li> <li>・以上、駆け足ではあったのですが、横浜市集団回収推進部会の集団回収の取組についてご説明させていただきました。ご清聴ありがとうございました。</li> </ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは、少しお時間を頂戴いただきまして、質疑応答等をさせていただきたいと思えます。事前に頂きました横浜市への質問票等も踏まえまして、その他集団回収に関する事でご質問がある方がいらっしゃいましたら挙手でお願いしたいと思います。</li> </ul> <p>(両宮委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨励金でキロ3円というお話がありましたが、3円の根拠をどのようにお決めになっているのかお聞きします。</li> </ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団回収に関しましての奨励金でございますが、自治会の方に回収していただいた中で、こちらの方でも奨励金をお渡ししているという状況ではあるのですが、3円になった根拠というのは、正直なところ何にいくらということに対しての決めた金額ではないのですが、他の自治体の例を見まして、横浜市の方でも団体さ</li> </ul>
--	---------------	--

		<p>んの方に対しての奨励金は3円と位置付けたというように認識しております。</p> <p>(雨宮委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ありがとうございます。</li> </ul> <p>お聞きしたいのですが、たくさんの業者さんが入っておられるということで、その中での物量の分配というのですか、公平性なのか実績性なのか。例えば業者が各所でぶつかるかもしれないですよね。その場合の量の取り合いですとか、取り合いが想定されていたとおっしゃっていたのですけれども、実際にはどのようにして調整されているのか。</p> <p>(横浜市集団回収推進部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的には元々市民の中で回収業者が数量を取り合ってきたところもございますので、特に調整等はしておりません。</li> </ul> <p>調整と申しましたのは、100%実施にあたって、利益優先だけでは賄えないところもあるというところで、その部分に関しての、融通ではないですけれども可能な所をご紹介したりということ。</p> <p>現状、市内にこれだけ業者さんがいれば、多いところ少ないところございます。また、それぞれの業者によって、集団回収だけではなくて他の事業も行っていたりもします。例えば事業系の紙類の回収ですとか、それ以外に一般廃棄物・産業廃棄物の回収ですとか。それぞれの会社さんで集団回収にどのくらいのウェートを置くかというものがございますので、それに関しては各社の判断という事になります。</p> <p>(見山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政回収ではなく集団回収という、収集会社との契約形態なのですけれども、一切自治体さんは絡まずして、例えば自治会とか町内会等の団体と収集会社が直接契約を結ぶのか、はたまた自治体さんが間に入ってでの契約になるのか、その辺をご教授いただければと思います。</li> </ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約につきましては、実施団体の方と業者の方で契約を</li> </ul>
--	--	---

		<p>結んでいるというような形となっておりますので、行政が関与しているというところはございません。ただ、新しくマンションを建てられたりとかして、そこで独自に自治会を作られたりとか、そういうケースもございますので、そういった場合は、「近隣ですとこういった業者さんが回収していますよ」というような話はさせていただきますが、自治会さんの方で最終的には判断していただいております。</p> <p>(見山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約の窓口は当該地区の団体、自治会長さんと回収業者の代表との契約ということになりますか。</li> </ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ということになります。</li> </ul> <p>(横浜市集団回収推進部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約というお話ですが、やはり昔は正直、口契約、口約束というのも多かったです。ただ、そういった時代でもございませんので、現在はきちんと契約書を結んでおります。</li> </ul> <p>契約書の形も、こちらも組合事業になるのですが、弁護士さんに相談をしまして、契約書のサンプルを作っていただいて、横浜市役所さんの方にも確認いただいた上で、市内の回収業者に、各社で作れるところは構いませんけれども、難しいところはサンプルを提供しますよという事で、契約書の発信もしております。</p> <p>(見山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約をするときに、あくまでも自治会長の判断に委ねられると思うのですがけれども、主要会社は何社かあって、そこでの見積もり合わせですとか入札ですとか、そういったことも絡めて業者選定をするものなのか、地域性である程度自治体さんの方で指定をしていただいた中で、例えばこの自治会だとA社が物理的に近いからこの会社をとという斡旋をするというような形をとられるのか。</li> </ul> <p>(横浜市集団回収推進部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昔からやっている所に関しては、そもそもが地域に回収</li> </ul>
--	--	---

		<p>業者がいたりしたので、その知り合いなしは近くの町内会さんがやっているとその紹介というのが結構多かったです。「うちがやっているから、安心してできる業者だから、お宅もやりなよ」と。</p> <p>その後は現状横浜市役所の方で、回収業者の一覧表が出ております。そこの住所を見ながら近い業者さんをお願いするという町内会さんもありますし、先方の役員会にお邪魔して、こういった回収形態・方法なのか等色々説明をさせて頂いて、後日結果のご連絡をいただくという場合もございます。ですのでとりどりですね。</p> <p>(見山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ありがとうございました。</li></ul> <p>(松永委員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自治会とか町内会とかあると思うのですが、横浜市全体では、自治会ではなく行政区という扱いがおありでしょうか。</li></ul> <p>久喜市では自治会の他に行政区という扱いがあるのですが、横浜市では自治会・町内会がなく、行政区だけの資源集団回収団体というのがあるのでしょうか。</p> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・そういったものはないですね。</li></ul> <p>(松永委員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・それでは概ね横浜市では自治会・町内会単位での団体の方が多いのことでしょうか。行政区ではなく。</li></ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・横浜市には行政区という制度が無く、行政区というものがどのようなものを指しているのか分からないため無いとは言い切れませんが、おそらくは無いと思われます。</li></ul> <p>(松永委員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日本全国で区ではなく自治会単位というのが概ね多くなっていることは事実なのですが、一応念のために。今後のこともありますので。分かりました。ありがとうございます。</li></ul>
--	--	---

		<p>(小山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・これは市長が古紙の100%集団回収移行を宣言して、上からというわけではないですけども、100%やるんですよという発想から、次の段階として集団回収推進部会というものができて、それから推進していったというような感じなのではないでしょうか。</li></ul> <p>(横浜市集団回収推進部会)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いいえ。逆というのはなんなのですが、元々回収業者がばらばらとはいえ数多くあった中で、私どもの法人は平成11年に設立されております。つまり、横浜市役所のG30プランより前なのです。元々回収業者がたくさんいる中で、業者側の業界窓口も作れないかということで当時の行政さんと我々業者の方で話があって、我々の団体できた。その中でそれぞれ進めていく中で、段々集団回収収集量の数字も上がっていったので、100%を目指しても良いのではないかとこの頃合いが出て100%をやりたいという話となったので、集団回収100%移行のために我々の団体を作ったわけではないです。</li></ul> <p>(小山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・それでは、民間というかそういった業者さんが先頭に立って、行政の方が100%移行するんだよという発想ではなく業者さんの方が資源集団回収を進めようということで進められたということですか。</li></ul> <p>(横浜市集団回収推進部会)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・そうですね。形としては横浜市の発表があって我々がそれに基づいて動いたという表現になるのですが、実状としては、我々回収業者側としては自分たちで全部回収したいという思いがありましたので、それをどんどんと進めていった結果、数字も上がっていったので、100%に移行しよう。ただ、最後の一手は行政さんの力を借りないといけないというのが正直あるのです。我々回収業者のイメージがどうかあれなのですけども、なかなかご理解いただけないところも、行政さんと手をつないでやれば住民の皆さんも「よし大丈夫だろう」と思って</li></ul>
--	--	--

		<p>くださるところもあったので、その最後の一步も含めたところを一緒に行っていったということになります。</p> <p>(小山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ありがとうございました。</li></ul> <p>(筑井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ちょっと関連的に行政の方にお聞きしたいのですが、統計資料で見ますと平成16年から17年度に厨芥ごみが約20万トン減ったわけですね。これはある面では集団回収を開始するという事で奨励金をあげているということでの助成になってきていると思うのです。そこでこの平成16年から17年度にかけたときに、清掃事業に関わる処理コスト、例えば焼却費に関して数百億円かかっていたと。そして新たに資源回収という形が入って平成17年度から持ち出しというか新たに財源を組んでこられましたよと、その辺を財政分布があるとさらにある面では理解が進むのかなと、そう思いました。</li></ul> <p>と申しますのは、ある面では資源と言いましても、経済によってごみというのは非常に右往左往します。景気が良ければごみもがんがん出て、さらに資源化に進むのかどうなのかというのもこれまた分かりかねません。ある面では景気が冷えてしまえばこういった方面で縮小気味の中でやっていかなければいけないと。というようなことで、たまたま久喜宮代の方で資源集団回収というような形が論じられているわけなのですが、ある面では一方ではこういうリサイクルという形では非常に美しい言葉でできるんですけども、やはりトータルのコストというものを私達は整理をしていかなければいけないのかなと。そこで今統計資料を見ますと平成16年から17年という形で家庭系ごみが平成16年度は85万4千トンばかりありまして、一方資源集団という形でおそらく古紙だとか布だとかいうものが資源化という形で移行したと思います。その分が当然資源回収という形で協同組合の方に行ったのかどうだったのか。それから年年歳歳25年度までの事業経費としてどういう形で協同組合の方に助成金なり奨励金という形で出ているのかなということをご説明いただければと思います。</p>
--	--	--

		<p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数字が手元にごさいませんのでざっくりとしたところなのですが、今のヨコハマ3R夢プランの前の横浜G30プランというのが全市展開したのが平成17年度でございませう。ご覧になっている表のちょうど20万トン減った年になりますが、分別品目を増やしまして、プラスチック製容器包装ですとか古紙類を新たな行政回収の分別品目といたしました。ただ、その前から古紙類については集団回収の制度はずっと昔からございませうので、キロ3円お支払している所は変わりがないのですね。回収量がぐっと分別意識が高まったことで増えております。集団回収の発生量というのが大体20万トンくらい横浜市ではあるのですけれども、回収業者さんの回収する量もその頃に12万トンから15万トンくらいに増えておまして、行政回収も新たに集団回収と並行して行政の車が古紙の回収に伺うというような状況にありまして、行政の車が5万トンくらい集めるようになったのですが、それを徐々に、5万トンと15万トンから少しずつ集団回収の方に移行していくということで、少しずつ少しずつ集団回収が基本だからということで移行していった結果、集団回収の回収率が80数パーセントまでいったので、だったら100%次のプランでは目指そうよということで現在に至っているということでございませう。</li> <li>・ 局の予算としまして、4百数十億円資源循環局の予算はあるのですけれども、昔は全部燃やしておりました。従いまして焼却工場をたくさん作りまして、この建設コストが1工場作りますと5から600億円かかります。それが5つも6つもあったわけなんですけど、プラスチック製容器包装や紙類がどんどん抜けていきましたので、ごみの量がぐっと減りまして、結果として燃やす量が減ったので焼却工場もこんなにいらぬから廃止しようということで2つほど廃止いたしまして、建設コストはその結果いらなくなりました。代わりにリサイクルの費用といたしまして、集団回収に移行する分は自治会さんにキロ3円お支払しております。それから、プラスチック製容器包装は日本容器包装リサイクル協会の方に、指定法人にお渡ししてリサイクルする費用として15億円ほど発生しております。びん・カン・ペットボトルもリサイクルをしておりますので、こういったリサイクルにかか</li> </ul>
--	--	---

る費用というのが逆に増えまして、トータルでいきますとG30プランを始める前と後でそれほど局の予算は変わってないのですね。ということは、リサイクルにもお金がかかっているということで、次のプランではごみもリサイクルする資源も両方合わせたものを減らしていこうというプランに切り替えるということで現在に至っているということがざっくりとした説明になります。

(横浜市集団回収推進部会)

- ・ご質問に1点関連してなのですが、私達横浜市集団回収推進部会は、特に行政さんから補助金・助成金をいただいているところではございません。自分達の回収した資源物の売上と会員さんからの会費のみで運営しておりますので、よくその話は出るのですが、あくまで私達は回収業者側で費用も含めて賄っておりますので、行政で燃やすごみが減った分のコストをいただいているというようなことは一切ないです。先程の奨励金だけでも資源物の相場が下がった時には回収業者の方にいただけますが、現状の相場では奨励金はありませんので、一切行政からの収入はないというところです。

言い方はあれですが、特に行政さんからのOBを受け入れている訳でもなく、完全に回収業者のみで構成をされておりますので、いわゆる半官半民のような存在とはまた違うというのをご理解いただければと思います。

(浅倉委員)

- ・3つほどあるのですけれども、一つは古紙の方の回収で、燃やすごみに出す古紙が集団回収の方の古紙に入っていた場合はどのように対応するのかということと、集団回収の他に金属類、びん類がありますけれども、こちらも100%回収を目指すのかということと、新たにペットボトルも今良い金額で売れますので、こういった物も集団回収に今後組み入れるのかどうかという、この3点をお聞かせいただければ。宜しく申し上げます。

(横浜市役所)

- ・基本的には燃やすごみが混ざってしまっていますと回収は行いません。古紙にきちんと分けていただいているのを前提で集団回収をお出しいただいておりますので、燃

		<p>やすごみが混ざっているようなものにつきましては、取り残しを業者さんの方がしていくというところがございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、金属類とびん類でございますが、こちらにつきましても現在の所は集団回収100%という予定はございません。きちんとしたリサイクルルートが確保されていないというところがございますので、そういったところで100%移行というのは今の所考えておりません。</li> <li>・また、ペットボトルにつきましても同様でございます。横浜市の方では今、古紙・古布・金属類・びん類という形で、集団回収の対象はこちらのみとなっております、ペットボトルの方を今の所含む予定はございません。</li> </ul> <p>(横浜市集団回収推進部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ささいな話なのですが、燃やすごみが混入している場合、回収業者側で「分別できていません。〇〇が入っています」という紙を貼っていきます。それで住民さんが分別し直す場合もあるし、その後のタイミングの燃やすごみで回収されるという状況です。びん・カンに関してなのですが、リサイクルと一言でいうと全部できるような感じがするのですが、品目によって回収側も受入問屋も違う状況です。紙だったら紙問屋が引き受けますし、カンであればアルミかスチールかによって、鉄・非鉄の問屋がございます。それをいっしょくたに回収していっしょくたに卸すということもいかないですし、品目が違うので紙・布類とびん・カン類は別の話になります。また、ペットボトルなのですが、この辺だと一般廃棄物の免許の話も出てきてしまいます。紙等については専ら物の扱いもありますので、元々やっている業者の方で賄えますが、ペットボトルとなりますと免許を取らなくてはなりません。そうなりますと、中小零細企業にとっては死活問題にもなりかねない話にもなってきますので、現状としては私どもとしても今の紙・布類をメインとした形で、住民さんからの要望があれば一部びん・カンも行うというような状況でございます。</li> </ul> <p>(浅倉委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございます。</li> </ul>
--	--	---

		<p>(貞方委員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・資源集団回収への移行にあたり、市民にどう説明されましたかという質問に対して、横浜市質問票の回答の別紙1で市の広報紙による資料が掲載されているのですが、これを読みますと、集団回収を行う事によってどういうメリットが地域にあるのかというのがあまりよく分からないのですね。今お話をお聞きしておりますとなかなか難しいのかなと思いますけれども、行政の経緯ですとか、自治会や団体に奨励金がもらえますような事を書いた方が良いと思われるのですが、なぜ行政が回収をやらないのかという事に対してこの記事だと説得力が欠けるような感じがするのですが、何かそのような事を書くとも問題があるのかなというご質問なのですが、</li></ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・色々こちらとしても広報していきたい部分というのは多々ございます。ただ、紙面のスペースも限られているという状況がありますので、一番知っていただきたいのは資源集団回収という形で古紙は回収されますということでございます。その他の資源集団回収を行う事によるメリット、奨励金が入りますとか、それを地域で活用できますとか、行政コストに比べて集団回収の方がはるかにコストは低いというようなメリットの部分につきましては、その他の手法で、ホームページに載せさせていただいたり、集団回収の通信ですとか、そういった別の機会に広報周知しているところがございますので、こちらでも色々盛りだくさんいっぺんにお知らせしたいという所はあるのですが、特にそういった何か事由があって書いていないということではございません。</li></ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自治会の方に100%にしたいとお願いに行った時は、自治会さんの役員さん、皆さんがいらっしゃる前で今おっしゃったような事のこちらからの説明はやっております。その方がメリットがありますよという事は、当然今おっしゃったのがメリットですので、自治会さんにとっても非常に良いですよということで開始していますの</li></ul>
--	--	--

		<p>で、広報には載っていませんけれども、実際には当事者には申し上げているということでございます。</p> <p>(松永委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源集団回収で紙・布類が100%なのは分かったのですが、行政の方ではその他にさきほどおっしゃったようにびん・カン等の資源回収は別枠の方でなさってはいるのですよね。そちらのほうは資源集団回収の業者とは別な曜日で、毎月とか週何回という形で回収されているのですよね。</li> </ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そうですね。びん・カン・ペットボトルは市の回収で毎週1回収してございまして、それはおそらく集団回収の曜日とは違う曜日だろうとは思いますが。</li> </ul> <p>(松永委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お答えいただきありがとうございます。</li> </ul> <p>(雨宮委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却するごみの中でまだ10%は古紙として回収可能だという数字が出ておりますが、これはどのようにして調査されて10%だとされているのでしょうか。普通ごみに混じってしまって、焼却の段階で10%古紙が入っているというのは分からないのではないかと思います。</li> </ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの組成調査というのをございまして、ごみ袋を実際開封してみて、その中で分別できていない物、例えばプラスチックが何割くらい含まれている、中にはペットボトルが入っていたりというのがありますので、生ごみが全体の何割かというのを調べていった中で、お菓子の箱ですとかダイレクトメールの封筒ですとか、はがきですとかチラシですとか、そういった資源化可能なごみというのを詳しく分けていった結果、大体重さの中のおおよそ10%資源化可能なごみが入っているというのを、いくつかサンプルをやりまして数値を出したものでございます。</li> </ul>
--	--	---

		<p>(筑井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ささいなことなのですからけれども、この資源回収実施場所のステッカー、これは横浜市長が罰則規定を決めているのですよね、基本的には。そういう面ではステッカーの方に罰則規定が書かれておりますけど、いい意味でカテゴリをきちんと作った方がよろしいのではないかなという気がするのですね。これはどこが実施場所で違反したらこうだよというのをやりますよね。協同組合と行政側との関わり合いで、私は市町村固有の義務なのだから、ある面では積極的に、さきほどある面ではまだ回収率が全体的に92%で残り8%がマンションだとかが自治会だとか町内会に入っていないからということで、その辺は行政側が積極的にやっていると。そう言いながらも今度は回収や何かでごたごたになった時には業者さんと自治会・町内会でというわけにはいかないと思うのですね。基本的には。そういう場合にはやはり行政側というのでも何か協同組合とは区別的な行動アクションが必要だということを感じました。私の感想ですが。ある面では行政側と一心同体の中で、両輪のごとくこういう資源化に向けて取り組んでいるんだと、あとはややもするとリサイクルについては協同組合が一切合財92%から100%やっているのだから不都合が出れば自治会と協同組合でやってくださいよということを感じましたもので、やはりその辺はある面ではやはり行政の方の仕組みということで、我々市民か何かでも感じるようなものがあればより良かったなということ。実際には取り組んでいるとは思いますが、そのように感じましたということでコメントを申し上げました。</li></ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 少し勘違いがあるかもしれないのですけれども、92%とおっしゃいましたが、家庭の資源は現在資源集団回収での回収100%です。行政はひとつも回収をしていない状況です。92%というのは、そういう時期がありましたということで、今は100%です。</li></ul> <p>(筑井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 厨芥類の中に10%資源化できるものが入っているとい</li></ul>
--	--	--

		<p>うのはどうなのですか。</p> <p>私に言わせれば、ごみ組成という形の中で、もっと厳密に言ってしまうと、なかなか永久の課題だと思うのです、リサイクルというのは。先程の家庭ごみの中で資源化できるものが10%くらい含まれています。この10%というのは、それぞれの事業所なのか商店街なのか、色々のごみの分布を考えたときに、またその辺の素材が変わってきますよね。そこで先程アバウトで10%くらいが資源だという形でありますよと。そういうことでどちらかと言えばその10%を除いてしまえば90%が100%のリサイクルですよと。横浜市さん側の言葉を借りればですよ。</p> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ごみ組成については、家庭から出された燃やすごみの中にまだまだ10%ほど資源化可能な紙類が含まれており、分別ができていないということでございます。</li></ul> <p>(筑井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・資源として出された物が100%資源化でやっていますよというのわかります。ただ、全国どの市町村でもそのようにやっていたら100%になってしまいます。</li></ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・100%というのは、資源の回収で行政が回収に行かずに全てを資源集団回収団体が回収しているということでございます。10%というのは燃やすごみの中に含まれてしまっている未分別の紙類のことで、また別の話でございませう。</li></ul> <p>(雨宮委員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・100%を達成された、それよりも前にかなり集団回収が進んで実績が上がってきた、だから100%を目指そうとなったということですよ。それは何年度あたりのことだったのでしょうか。つまり、80%あたりまでの努力があって100%を目指せると宣言されたのはどのくらいの年だったのでしょうか。</li></ul>
--	--	---

		<p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度です。この頃が86.9%から91%くらいでした。方針を立てたのが平成22年度ですので、それより前の段階から検討等いたしまして、平成22年度からのヨコハマ3R夢プランで立てさせていただいたということでございます。</li> </ul> <p>(雨宮委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりました。先程の平成17年度に横浜G30プランが達成されたから次ということではなかったのですね。5年も経っていますし。</li> </ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度から横浜G30プランが始まったのです。</li> </ul> <p>(雨宮委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そういうことですね、分かりました。それで平成22年度にそのくらいの数字になったから、100%目指せるのではないかというご決心ですね。</li> </ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プランは長期で作成されています。そもそもの横浜G30プランがそもそも8年から9年間の長期プランなのです。平成22年度までの計画が横浜G30プランで、その次からのプランがヨコハマ3R夢プランになります。</li> <li>・改めてもう一度横浜市の政策について説明させていただきますと、ヨコハマ3R夢プランというのが平成22年度から平成37年度までの長期的な基本計画となっております。その中の第1期の推進計画というのが、平成22から25年度の4カ年間で行われました。その平成25年度の最後の年までに、古紙については資源集団回収で100%を目指そうということで、平成22年度の計画で立てられたものでございます。</li> <li>・先程ご説明させていただきました横浜G30プランというのは、それよりも前の計画でございます。こちらはごみの分別を進めていきまして、横浜市内から出されるごみを30%削減しようというプランでございます。それが平成14年度から始まっていたのですけれども、いっぺんにスタートしたのではなくて、それぞれモデル地区</li> </ul>
--	--	--

		<p>のようなものを設定しながら、また、分別も拡大していった、平成17年度から10分別15品目という今の形で分別が進んでいったものでございますので、この横浜G30というプランと今現在のヨコハマ3R夢プランというのは若干違うプランでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜G30プランで分別が進みごみが減っていったというのがありましたので、平成22年度からは、横浜市の体制も変わったというところが一つ大きくございましたので、ヨコハマ3R夢プランと名称も変更いたしまして平成37年度までの長期的な期間で、今まで30%としていた削減目標を40数%にいたしました。それからさらに平成37年度までにごみと資源の総量を10%以上削減しようという一つの目標でございます。それに伴う温室効果ガスにつきましても50%以上削減するというのが、このヨコハマ3R夢プランの大きな目標でございます。その目標の中の一つに資源集団回収に100%移行しようという目標があったという説明でございますのでご理解いただければと思います。よろしく願います。</li> </ul> <p>(佐々委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一個ご説明ということでご教授いただきたいのですが、資源回収した資源をどこに一時保管するかということで、それぞれが工夫して出していらっしゃると思うのですが、同じ従来通りの収集場所に置いておくと、盗難で持って行かれてしまうときがあります。私も経験しているのですが、横浜市となると非常に場所がないということで、その辺で場所という事で相談かなにかありましたでしょうか。</li> </ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の場合は、各家庭から集積所に出されるという物をすべて業者が回収していくという集団回収のシステムでございまして、一部のPTAですとか老人会などでやられているところは老人会館ですとか学校に持って行って回収という所はそこにストックしておいてというケースはありますけれども、大多数の場合は家庭から一番近い燃やすごみと同じ場所の所に出していただくということですので、当日の朝8時に出してくださいとアナウン</li> </ul>
--	--	---

		<p>スはしておりますので、それを一時的に大量に保管しておくということはあまりないのですね。ですから出たたび出たたび出して、それを回収していくという形でございますので、特別なヤードのような物はございませんで、仮にあるとしたら自治会の中で自治会館の横に置いてあるとかそういうケースだと思います。</p> <p>(佐々委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりました。私どもの所は行政回収と資源集団回収と両方あるから混乱するのですが、一時保管場所はないということですね。</li> </ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その通りです。</li> </ul> <p>(松永委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一つだけ伺いたいのですが、今おっしゃっていただいた横浜市の資源回収ですが、私どもは朝8時30分までにとということで行っているのですが、横浜市は朝8時までですか。</li> </ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収業者との契約はありますが、基本的には朝8時までに出してくださいとお願いしています。</li> </ul> <p>(松永委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございます。</li> </ul> <p>(筑井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の統計資料の横浜市における古紙の回収の実績推移表を見ますと平成17年度には回収量という事で21万8千トンと載っていますね。これは当然平成16年度という形の統計資料が無いから、ちょっと私も不可思議になってしまったのですけれども、別のデータで平成16年度と平成17年度を比較すると燃やすごみが20万トン少なくなりましたよということと前に質問したのですけれども、その減少分がこちらの表の方に来ているのかというアバウトな見方をしていたのですけれども、これはあくまでも古紙だけの状態ですか。空きびん・空き</li> </ul>
--	--	--

		<p>カンというのは焼却ごみに入りませんから、21万8千トンが平成17年度に古紙に移行したのかなということで理解したのですが、そこでたまたまごみの組成ということで10%という形のものが残っていると。そこで21万8千トンありましたと。では当然平成16年度には行政回収はやっていたのですね。</p> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政回収は行っておりません。</li> </ul> <p>(筑井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それはごみの方に行っていたのですか。</li> </ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・はい。</li> </ul> <p>(筑井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団回収もやっていなかったのですか。</li> </ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団回収は行っておりましたが、古紙については行政回収では平成17年度よりも前は燃やすごみの中に入れて出してくださいという形でした。</li> </ul> <p>(筑井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・言い換えればこの平成17年度行政回収量の55,825トンが今まで可燃という形で行っていましたよと。</li> </ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・はい。あとは、古紙については資源回収ボックスと言いまして、地区センターですとか区役所に市民の方が直接お持ちになって出すことができるボックスがありまして、そちらの方は行政回収となっております。</li> </ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度に燃やすごみが20万トン減っていて、同年度の古紙の回収量が21万8千トンとありますが、これはそのまま燃やすごみの減った分20万トンが集団回収に移行したわけではなく、20万トンのうちプラスチック</li> </ul>
--	--	---

<p>14:55</p>	<p>6 視察代表者 あいさつ</p> <p>7. 閉会</p>	<p>ック製容器包装で約5万トン、平成17年度から始まった古紙の行政回収に約5万5千トン、そして集団回収が平成16年度の回収量が約10万トンで平成17年度が約16万2千トンと一気にこれで増えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ですから、燃やすごみがプラスチック製容器包装に5万トン、古紙の行政回収に5万5千トン、集団回収に6万2千トンそれぞれ移行して、減量効果もあわせて合計20万トン減量になったと理解していただければと思います。</li> </ul> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間にわたりまして、視察研修会の方にご参加いただきありがとうございます。時間の都合もございますので、この時間をもちまして視察研修会の方を終了させていただきたいと思います。</li> <li>・それでは最後に久喜宮代衛生組合様を代表いたしまして、高柳様から一言ご挨拶を頂戴させていただきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。</li> </ul> <p>ー高柳会長からお礼のあいさつー</p> <p>(横浜市役所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以上をもちまして、研修会を終了させていただきます。ありがとうございました。</li> </ul> <p>ーその後リサイクルポート山ノ内の施設内を見学し帰庁ー</p>
--------------	--------------------------------------	---